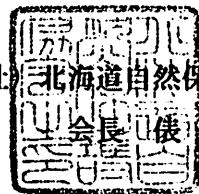


1999年3月12日

北海道知事 堀達也 様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 浩三



士幌高原道路に関する時のアセスで「妥当性」を厳正に評価することを求める緊急要望書

士幌高原道路の時のアセスに関する「検討評価調書」が3月11日に北海道から公表されました。その「概要版」を読んだ限りでは、事業執行者である北海道建設部が身内で見直し作業を行なったため、事業執行に都合の悪い点は避けて通る姿勢が見え隠れし、当事者が見直すシステムの限界を感じさせる内容でした。

本来であれば「概要版」ではなく「正本」を精読してから要望すべきですが、この後に引き続いて副知事をキャップとする「検討チーム」による検討があり、さらに「政策会議」による決定が迫っていると伺いましたので、「概要版」に基づき緊急要望をいたします。

建設部がまとめた「検討評価調書」には、重大な欠陥があります。それは時のアセスのエッセンスである「妥当性」の「計画内容が時代に即しているか」の評価項目と、それに対応する検証が欠落していることです。しかも、それでいて「妥当性はあると判断する」と結論づけています。これでは「時代の変化を踏まえた再検討」にはなっておらず、羊頭狗肉といわざるを得ません。

したがって「検討チーム」および「政策会議」では、建設部の「検討評価調書」を追認することなく、「計画内容が時代に即しているか」について、下記指摘事項に照らして厳正に検証・評価してくださるよう、強く要望いたします。

下記指摘事項に照らして評価すれば、建設部による結論、「妥当性はあると判断する」は覆され、また「工事着工は、現時点では、難しいと判断する」も、「現時点では」を削除しなければならないことが明白であります。

記

1 時のアセスで最も重要なことは「時間の物差し」を当てて検証すること

時のアセスでもっとも重要なことは、「『時』という客観的な物差しを当て、再評価するシステムで、…時の流れという、過去から現在の検証を通じて、北海道は新しい未来を創造していく」ことです（平成9年度知事の「道政執行方針」および「北海道ニュース」1997年9月号）。だからこそ時のアセスは「時代の変化を踏まえた施策の再検討」と呼ばれているのです。

この方針を受けて「実施要綱」が決定され、それに基づいて「検討事項」が定められて

います。その「評価」には、「必要性」「妥当性」「優先性」などが並んでいますが、このうち「『時』という客観的な物差しを当て、再評価するシステムで、…時の流れという過去から現在の検証」にもっとも密接に関係する評価項目は、「妥当性」の「計画内容が時代に即しているか」の部分であります。

ところが建設部が作成した「検討評価調書」には、「計画内容が時代に即しているか」の項目と、それに対応する検証が欠落しています。

2 「林談話」に従えば士幌高原道路の新規開削は認められないこと

国立公園などにおける道路の在り方の基本として、自然環境保全審議会による「林部会長談話」（1973）（以下「林談話」）があります。この「林談話」が重要なものであることは北海道自身も認め、「林部会長談話は、大切であると認識しています」と公言しています（1992・7・17、土木部長→北海道自然保護協会長あて文書回答）。

その「林談話」によれば、国立公園などにおける道路の建設は、「その道路が是非必要であり、他にこれに代わる適切な手段が見出だせないことが前提」とされています。

これを士幌高原道路に照らすとどうでしょうか。士幌町から然別湖畔へ車で行くには、国道274号と道道鹿追糠平線という「適切な手段」が存在しています。したがって「林談話」の前提条件を満たしていません。すでに「適切な手段」が存在しているのに、短縮連絡をしたいというのが士幌高原道路計画ですから、「林談話」に従えば、士幌高原道路は絶対に認められないのです。

3 北海道は士幌高原道路を「林談話」の「適用除外」として扱ってきたこと

ところが北海道は、士幌高原道路の推進にとって「林談話」が邪魔になるため、「士幌高原道路は、昭和48年10月の『林部会長談話』より8年前に、建設の承認を受けておりまことから、この談話は適用されない」（1993・7・5および1993・12・27の2回にわたり土木部長→北海道自然保護協会長あて文書回答）と、「適用除外」の扱いにしてきました。

これは環境庁が同様趣旨の国会答弁（1987・8・19）をしたことを受けた運用ですが、環境庁が1980年に定めて北海道に通知した「国立公園及び国定公園の公園計画再検討実務要領」によれば、事業執行中の道路（承認済みの事業）も、「不合理がないかどうか」の視点から再検討の対象とし、「現計画が不合理であると認められる場合は、実態に合わせて公園計画を変更する」としています。すなわち既得権や行政の継続性を無条件では認めていません。したがって環境庁が無条件で「林談話」を「適用除外」とした国会答弁は、自らの行政指針との整合性がなく、不適切なものなのです。

それに盲従して、「新しいものより古いものを優先させた」従来の北海道の対応も、また不適切なものといわざるを得ません。このことに「時間の物差し」を当てることこそ、

士幌高原道路の時のアセスで最も重要なことに他なりません。

4 「林談話」を適用させれば、建設部の「妥当性はあると判断する」「工事着工は、現時点では難しいと判断する」という結論は否定され、「中止」することが妥当であること

「林談話」の「適用除外」は、新しいことより古い既得権を優先させることでした。ここに「『時』という客観的な物差しを当て、再評価するシステムで、…時の流れという過去から現在の検証」をしてみると、どうなるでしょうか。時という客観的な物差しの目盛りは、新しいことより古い既得権を優先させるように刻まれているのでしょうか？過去から現在の検証とは、行政の継続性を優先させることでしょうか？決してそうではありません。「時代の変化を踏まえた施策の再検討」をするからこそ、「北海道は新しい未来を創造していく」ことができるのです。

すなわち士幌高原道路に「林談話」を適用させなければならぬのです。そうすれば士幌高原道路の新規開削は否定されるのです。

したがって、建設部がまとめた「妥当性はある」という判断は否定され、「妥当性がない」に修正されなければなりませんし、また「工事着工は、現時点では、難しい」という判断も否定され、「中止し、未開通部分の計画は撤回する」という結論が導かれなければならないのです。

副知事をリーダーとする「検討チーム」および、「政策会議」では、以上のこと踏まえて、厳正な検証・評価を行い、名実ともに立派な時のアセスを実施していただきたいと思います。

5 時のアセスの検証・評価の過程は、道民・国民に対して合理的な説明ができるアカウンタビリティが不可欠なこと

北海道の時のアセスは全国から注目され、なかでも士幌高原道路はその目玉となっているものです。

その士幌高原道路の時のアセスで、「計画内容が時代に即しているか」の検証・評価を怠り、「林談話」を無視しつづけるとすれば、北海道は、道民・国民が素直に納得するような説明をすることが困難になります。

北海道が全国に誇る「北海道情報公開条例」の前文には、住民の知る権利、住民による行政の監視、行政の説明責任が明記されています。士幌高原道路にかかる時のアセスの検証・評価も、その例外ではないことを銘記すべきです。